

令和7年12月8日 議案審査（総務建設分科会・委員会）

開会 午後 1時16分

○委員長（坪井仲治君） ただいまより総務建設委員会を開催します。

議案第93号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（令和7年度市単独道路維持整備事業舗装改築工事の設計違算に伴う契約解除）の審査に入ります。

ただいまの出席委員数は9人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、総務建設委員会を開会いたします。

本議案については、本日採決を行いますので、ご承知おさください。

それでは、質疑を行いますということで、質疑の事前通知を提出された委員は挙手の上、通告一覧順に質疑を行ってください。

ということで、4問質問が出ております。最初1番目、黒田委員、お願いします。

○2番（黒田 茂君） 2番 黒田です。賠償金の算出方法と、賠償額の妥当性について伺います。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。初めに賠償金の算出方法についてですが、違約金として請負代金の10分の1の金額171万500円と、実損額として今まで実際にかかった実費分の金額60万2,580円を合計して損害賠償額としました。

次に、賠償金の妥当性についてですが、請負者の都合により契約を解除する場合については、請負代金の10分の1を違約金として支払うことが菊川市建設工事請負契約約款第44条の2に定められていることから、これを準用し、加えて契約解除までに要した人件費と、契約締結時に発生した保証料や収入印紙代など、実際に請負業者が支払いを行った金額であり、賠償金については双方で協議し決定しているため、妥当であると判断しております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。2番 黒田委員。

○2番（黒田 茂君） 2番 黒田です。実費分についてもその契約書の中に記載があるのでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。実損額が契約書にうたわれているかということ。  
野口建設課主幹兼維持整備係長。

○建設課主幹兼維持整備係長（野口 君） 契約の約款には記載はございません。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁が終わりました。よろしいですか。2番 黒田委員。

○2番（黒田 茂君） 契約上はない、なくて払うということは、社会通念上、通常行われることなのでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 実損額ですのでね、どうでしょう。星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。よくこれは全国的な事例で幾つか発生しております。一番近くでは裾野市さんでも発生して、こちらは1億数千万円の請負工事なんですけど、設計の中身が違ったということで、まだ精算ができていないという状態なんですけど、これはあくまでも先ほど建設課長のほうから説明がありましたけど、入札で契約まで1回済んじゃっておりますので、その契約解除でということになりますと、菊川市の建設工事請負契約約款の44条の2で定められている1割という数値があります。これについては菊川市が発注した工事で落札者が契約をしないといった場合は1割を頂いているのが現状でございますので、その1割を準用させていただいたものでございます。

そのほかに契約解除までに要した人件費とかというものについては、実際もう契約を結んでいて、その後に舗装工事になりますので、区画線を引く業者とか、実際の舗装をやる現場の業者とかに、南部建設さんのほうがもう下請契約を結ぶような形の手続なんかをしていると。また、保証会社とか送金手数料とかもろもろのものがやっておりますので、その本当の実費と、やはりその会社がその人件費を割いた分のやつを積み上げて計算しておりますので、どこから言われても社会通念上問題ないということで考えております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 契約が動いた部分ということで。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） そのほかございます。関連で何か皆さん、ほかの委員からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） よろしいですか。

2番目ですね。藤原委員、お願いします。

○6番（藤原万起子君） 6番 藤原です。再入札の予定とその方法の詳細を伺います。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。初めに再入札の予定についてですが、今週になり

ますが、12月10日に再入札を予定しております。

次に、方法の詳細についてですが、施工箇所は同一路線で変更はございません。設計数量を変更して発注いたします。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。6番 藤原委員。

○6番（藤原万起子君） 6番 藤原です。すみません。設計数量というのがちょっと理解しにくいので、細かくお願いします。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。設計数量についてですが、そちらについては各路線の舗装の施工面積になります。

以上です。

○6番（藤原万起子君） ありがとうございます。

○委員長（坪井仲治君） これ、面積を変えても積算値で何かこれきちっと出ちゃいそうなんですけど、その辺はよろしい。というか、ちょっと表現しづらいんですけど、今度入札に当たって、本当に積算はすごく簡単な状況になるんですか。今度の。星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。積算自体は、舗装ですので、今ある舗装のところが悪くなった分をやり替えるということになりますので、舗装のカッターを入れたりとか、舗装の板を剥がしたりとか、それを掘削して処分して、新しい材料を持ってきて敷設するというような形になりますので、設計の内容については非常に単純なものになります。

今回、こういうような事件が起きますと、再度入札になりますけど、よく入札が不調で終わる場合とかは多々あると思うんですけど、そういう場合についても基本的には設計数量は変えます。変えるというのが基本になりますので、設計数量を変えて発注する。ただ、やる路線については基本同じ路線になりますので、今回の舗装みたいな工事だと、エッジを切ったりとかということで、その数量を変えて発注しますので、ちょっと若干の経費、労務単価とか材料費が上がっているものですから、若干やれる量がちょっと減っちゃったというのが現状ですけど、基本同じところで同じ内容で、内容だけど、ちょっと数量を変えるというやり方で、後はその指名する業者についても、当時と同じ、全く同じ指名業者数で同じ会社にやらないとまずいものですから、そのメンバーで再入札という形になります。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 再質問はありますか。関連。6番 藤原委員。

○6番（藤原万起子君） 6番 藤原です。今、その同じ業者でということをお伺いしたんですけど、このこちらの南部建設さんも入札資格はあるということですね。はい、ありがとうございます。

○委員長（坪井仲治君） あるということですね。うんでよかった。

○6番（藤原万起子君） うんでいいですね。

○委員長（坪井仲治君） 答弁いただけると。うんは、これレコードに残らないんです。星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。今回の契約を解除した南部建設さんも対象になっております。

以上です。

○6番（藤原万起子君） ありがとうございます。

○委員長（坪井仲治君） 答弁終わりました。そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 3番目、白松委員、お願いします。4番 白松委員。

○4番（白松光好君） 4番 白松です。積算ミスが発生した経緯と原因は。また入札予定価格の承認方法を教えてください。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。初めに経緯についてですが、本年6月12日に入札を執行し、6月18日に契約を締結しております。6月26日に入札参加者から設計書の開示請求を受け、7月10日に設計書の開示決定を通知し、7月11日に入札参加者から設計違算の指摘を受け、当課において設計内容を精査したところ、設計違算が判明したことから7月17日に工事を中止いたしました。その後、請負者との契約解除に向けた協議を重ね、了解が得られたため、本議案を上程したものです。

次に、原因についてですが、アスファルト舗装を切断する際に発生する濁水の処分費を諸経費の対象から控除する必要がありましたが、対象に含め積算を行ったものによるもので、積算システムの操作時の誤りとなります。

次に、入札予定価格の承認方法についてですが、設計書の審査ということでお答えさせていただきます。

設計書の審査は、基本的に係長級の職員が行っております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） では、再質問。4番 白松委員。

○4番（白松光好君） 4番 白松です。係長級の方が確認をしているということであると、要するに業者のほうから、この数字が違いますよという開示請求を頂いて、その内容を検討して、その業者が違いますよという返事なんですけど、その前に市役所の中で気づかなかったということによろしいのでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。設計書の積算を担当した、設計をした担当者の設計書の中身自体は、先ほど答弁させていただいたように、係長級の職員がチェックというか、審査しております。

当然施工伺いについては、その金額まで決裁者、当然私であったり、部長、副市長のほう、あとプラスして検査員ですね、そちらのほうにもう設計書等は、今回の設計では起案のほうをさせていただいています。

以上です。

○4番（白松光好君） 大丈夫です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁よろしいでしょうか。

○4番（白松光好君） はい。

○委員長（坪井仲治君） そのほかございますか。

これ設計書の中には、そのガラの何というか、その費用、費用、いろいろ細目があると思うんですけど、その表現が設計書の中に入っていて、それを見落としたということでしょうか。除外すべきものが設計書の中に表示をされて・・・。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。積算のシステムを入力するときに操作をこう、本来は先ほど言ったとおり、アスファルトの切断する際に発生する濁水の処分費を、処分費ですよという指定を打たなきゃいけないところを、打ち忘れたというか、そういう操作、積算システムの操作ミスになります。

以上です。

〔「処分費」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 処分費としては現れてこなかったということなんですね。そういうことですね。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。業者さんに渡る金抜き設計書、金額の抜いた数量のみの設計書の中だと、そこが分からなかった、業者のほうでは確認ができないような状況

でなっているため、今回金入りの設計書を開示したときに分かった、判明したというものになります。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 設計書の審査の断面で、係長さんが見たときに気づく設計書じゃない状況だったわけでしょうか。星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。ちょっと要約しますと、パソコン上に積算システムというのがございまして、先ほど建設課長が言ったのは、濁水の費用なので、そこを諸経費かけないようにチェックリストみたいな形でチェックを入れる。そうすると設計書の紙が出てきます。

設計書の紙のほうで係長のほうがチェックし、それが上のほうまで上がっていくような形になりますけど、今回の場合、処分費の関係になりますので、正規な金額があつて、そのうち括弧書きで処分費が幾らというのが本来出ているわけなんですけど、そこがチェックを入れ忘れた関係で、その部分が何も空白になっていたということになりますので、ちゃんと見れば分かる話でございますので、もうこれは見落とししかないということになりますので、単純な見落とし、チェックミスという形になりますので、それはもう認めざるを得ないと思っていますので、ここについては、当然チェックの仕方のやり方もちょっと変えさせていただいて、チェックリスト表みたいなのをつくって、今、チェックを進めて、間違えない、2回目を起こさないように進めております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） そのほかございますか、この辺り。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（坪井仲治君） そうしましたら、今度4番目でいいね。石井委員、お願いします。

7番 石井委員。

○7番（石井祐太君） 7番 石井です。過去に同様の事例が発生しているか。また、再発防止策はということで伺います。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を求めます。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。初めに過去の事例についてですが、今回のように、契約の解除に至ったケースは初めてと認識しております。

次に、再発防止策についてですが、こちらについては、先ほどちょっと部長から少し答弁がありましたが、チェック体制の再構築を行い、設計書の操作体制を強化します。具体的に

申しますと、チェックシートを作成し、ダブルチェックを行います。このチェックシートにつきましては、既に実施をしております。

また、入札後の制度の見直しにつきましては、担当課である総務課で検討を進めております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。7番 石井委員。

○7番（石井祐太君） 7番 石井です。再発防止に関しては、そのようにしっかり同じようなことが起こらないようにやっていってもらえればなと思います。

あとやっぱりこういうことで、この税金、一般財源を失ってしまうというのは非常に大きい問題だと思うので、その辺は、もう一回課の中でもしっかりと共有して、同じことが絶対に起こらないように対策をしてもらいたいなと思います。要望です。

○委員長（坪井仲治君） 要望ですか。

○7番（石井祐太君） はい。

○委員長（坪井仲治君） そのほかございますか。

〔「問題外に」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） これで4件、事前提出分は終了ですけど、全体を通してあれば。8番 渡辺委員。

○8番（渡辺 修君） こういうときのその例を知らないからですけども、市民にこれを告知するというようなことはあるんでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。特別市民に対して告知ということはしておりませんが、全員協議会のほうで、普通に我々のほうで謝罪をさせていただいた中で、静岡新聞さんのほうで記事で取り上げていただいておりますので、隠しているわけではなく、また予算も計上させていただいておりますので、そこで公表されたということで考えております。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） よろしいですか。

○8番（渡辺 修君） はい。

○委員長（坪井仲治君） 10番 東委員。

○10番（東 和子君） 10番 東です。土木の専門家の人たちが、なかなか募集でかかって

いないという話を聞いているんですけども、それとこれとは別というふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（坪井仲治君） 星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。今現在、土木職員という採用で菊川市の職員は一人もおりません。建築士を持っている人は若干はいますけど、やはり基礎知識のない中で、現場のほうの確認をしたり小規模設計をしたりということで、そこをやるに当たっても、全く知らない言葉から入って、一つずつ覚えていって時間をかけて覚えていきますので、本当は土木職員がいればいいんですけど、さすがに菊川市の給料形態では、技術職はともじゃないけど、多分来ていただけないのが現状で、今、技術職不足で、静岡県も国もはっきり言って人手不足でございますので、なかなか今後も採用は難しいとは思いますが、それも一つの要因であることは認めざるを得ないのかなと思っています。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 答弁を終わりました。よろしいでしょうか。

○10番（東 和子君） はい。

○委員長（坪井仲治君） この後、自由討議をやっていきますので、その場面で聞き足りないことがあると、自由討議として残せないものですから、またこの際というところで聞いていただければいいと思いますけど。

課員の皆さんの中で、その処分費を外すというのは、もう常識で皆さん認識をされていることなんでしょうか。森建設課長。

○建設課長（森 正和君） 建設課長です。積算を行う基準書のほうにはそういうふうに明示されているものですから、当然そこを自ら職員が、係員が理解はしていると僕は認識をしているんですが、ちょっとそこがですね。ただ、操作というところが、ちょっとやっぱり積算システムにそういうチェックをつけ忘れた。その操作のほうでちょっと誤りが今回あってしまったかなというふうには思っています。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） そうすると、ヒヤリハットの分の多分エラーかと思うんですけど、知識不足でのエラーというのは非常にたちが悪いものですからね。今回に限ってはそういうチェックを入れ忘れたというそういう感じですかね。単純ミスみたいなところでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 分かりました。7番 石井委員。

○7番（石井祐太君） 7番 石井です。今回の件に関して、その何だろう、係の人たちへ、何かこう処分みたいなのかって起きちゃったりとかするんですかね。

○委員長（坪井仲治君） 星野建設経済部長。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。こういう事案が発生しますと、係だけ、課だけではなくて、全庁的にこういうことがありましたということと言わなくてはいけないということで、今月もやったんですけど、菊川市不適正事務処理検討会というのが2か月に1回、部長クラスの職員が出て、こんな事案がありました、ヒヤリハットがありましたということで報告はさせていただいております。

その後、この事案について、当然一般財源を余分に払うような形になりますので、この後どのような形になるかについては、また菊川市の懲罰の関係のほうで、どういう扱いをするかについてはまだ方向性が定まっておりませんが、ちょっとその間にかげざるを得ないのかなという形で思っています。

ただ、国家賠償法の関係で、一応公務員の重大な過失が故意にやった場合とかというのは、やっぱり弁償責任が発生すると思うんですが、これはあくまでも故意ではなくてミスということになりますので、そこは取扱いがちょっと違うような形になりますので、処罰があるかないかについては、ちょっとこの場ではまだ分からない状態です。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） よろしいですか。はい。

ほかにございますか。よろしいですかね、このぐらいで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） ということで、以上で議案第93号の審査を終了いたします。

ここで執行部退席となります。ありがとうございました。

〔建設経済部建設課退室〕

○委員長（坪井仲治君） それでは、ただいまから委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上で発言をお願いいたします。17番 赤堀委員。

○17番（赤堀 博君） 17番 赤堀です。土木職が少ないということですけど、基本的にチェックを入れ忘れたということ自体は、もう知識がなかったとしか言いようがないですね。ね、そういうことよね。ちゃんとした知識を持っていれば、全てチェックを入れて副産物の1万円も外れたわけなんですけど、やれていないということは、土木の技術の知識がなかったということです。

今後、こんなことがあっちゃいけないんだけど、ちょっと残念ですけども、本当しっかりしてもらわないとね、230万も余分に払うということになると。それを感じます。

〔「ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） ただ、部長の答弁ですと、その知識不足のエラーではなくて、単純なチェックボックスにチェックを入れ忘れというところで、単純エラーみたいな証言をされていました。

そして、積算の中に処分費を入れないというのは、もう皆さん承知の上だということを、課内ですね。そういう知識、そのぐらいの知識レベルはあるということをしていましたので、そこは一概にヒューマンエラーが発生した原因が知識不足とはなかなか断言できにくいところがあると思うんですけど、どうなんでしょうか。

○17番（赤堀 博君） 私はそうも思えないな。

○委員長（坪井仲治君） 12番 織部委員。

○12番（織部ひとみ君） すみません。私は土木をやっているものですから分かるんですけど、やはり今の若い人たちはシステムに頼っちゃっていて、中身が分かっていないので、それが何が必要かという条件が分からないと、そこにチェックを入れるとかというのは分からないんでしょうね。

もう本当に今の部長クラスだと、昔から積算というのをずっと手で書いて、積み上げてきて工事というのをつくってきているものですから、そういうのが分かっていないと、そこら辺のチェックは難しいかと思います。

ですから、やはり係長クラス、部長クラスがしっかりその条件を見て、ちゃんとチェックしてから回さないと無理だと思います。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 7番 石井委員。

○7番（石井祐太君） 7番 石井です。今の話でちょっと関連してですけど、やっぱり見て分かる、よく見れば分かるものであるということをおっしゃっていたじゃないですか、部長も。項目がなかったというの。あれというのが、多分何人もみんな見ているはずなんですよね。やっぱりその中で誰一人として気づかなかったというのは、やっぱりそれが自然なのかどうかという判断ができなかったというところに尽きると思うので、自衛隊とかだとそうなんですけど、上官がやる仕事で、その次級者は絶対知っておかなきゃいけない話であって、そういうところのその組織としての教育の在り方というのも、今後、1個下の級の人た

ちでも、課長とか部長とかのやっているようなことができるような教育というのを推進して  
いてもらいたいなと思います。

○委員長（坪井仲治君） そのほかございますか。8番 渡辺委員。

○8番（渡辺 修君） 8番 渡辺です。先ほど質問したのが、市民に告知は特にしていない  
てという話ですけど、あの新聞を見て何これって思って、市役所に問合せしたいという人が  
かなりいたと思うんですけどね。それがあの新聞にはあれですよ、賠償金額とかは載って  
いないですよ。たしか。

そうすると、一体幾らの損をしたのかというのが、市民がこういうことがあって、皆さん、  
実はこういう損害を受けたんだよということを、実はあまりいいことではないけど、知らせ  
ておかなければいけないことなんじゃないかなと感じて、先ほどのとき、少しちょっと疑問  
を感じました。

○委員長（坪井仲治君） そのほかございますか。2番 黒田委員。

○2番（黒田 茂君） 2番 黒田です。係長がチェック漏れして、その後から課長に上がつ  
て、課長も見落として、課長が部長に上げて、部長も見落として、副市長も見落としてとい  
うこういう構造になってしまっていると思うんですけど、この先々、年数たっていくと、係  
長が課長になって部長になっていくとなると、そういった人たちがさらにもっとチェック漏  
れというか、ミスが起こってくる可能性が今後あると思うんですね。

年間何件、そういった契約書とか積算のものがあるか分からないんですけども、そういう  
のを専門家にこう投げちゃったほうが、職員の負担もないのかなというふうにも少し思いま  
したけど。

以上です。何かごめんなさい。あと、こういうふういろいろな責任問題が絡んでくると、  
余計土木に来る新人というか、募集も減ってしまうんじゃないかなというふうにも少し思い  
ました。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 土木の技術職がいれば解決するような、そういう感じですね。専門  
家というと外になっちゃいますのでね。また第三者に。2番 黒田委員。

○2番（黒田 茂君） 2番 黒田です。第三者のほうがいいかなと思います。1人雇うと相  
当な金額がかかるって、さっき部長が言われたので、専門職を。その比較にもなるかと思  
うんですけど、あと仕事をやりながら、責任を負いながらとなってしまうと、ちょっと重た  
いかなというふうにも思いました。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） その辺りって、庁内でクローズしないといけないんじゃないですかね。設計段階というのを、外へ出すんじゃないで。ちょっと何か微妙なところですね。どうなのかな、できるかな。

〔「たればのことを言っているですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 黒田さん、ちょっとボタンを押して。8番 渡辺委員。

○8番（渡辺 修君） たればの話をしてしまうんですけど、もう少し早くこれを迅速に対応していた場合は、向こうの仕事量が広がることに対して賠償が増えていくわけじゃないですか。そうすると、この金額よりかなり迅速に対応していたら、もうちょっと抑えられていたんじゃないかなということも感じました。

〔「契約金額」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 実損額のところですね。

○8番（渡辺 修君） そうです。

○委員長（坪井仲治君） 実損額です。開示請求が6月22日に出ていますので、この段階で一度止めれば、多分この7月の17日までの間の工事というのは中止できたはずですのでね。その間はないからですね。

○8番（渡辺 修君） 幾らか減ったね。

○委員長（坪井仲治君） と思います。かなり減ったとか、よく分からない。金額は幾らと言っていましたっけ。実損額。

〔「いや、分からん」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坪井仲治君） 60万か。60万。だから大した金額じゃないですよ。60万。後のどれだけ減るか。4番 白松委員。

○4番（白松光好君） 4番 白松です。改善方法としてチェックリストという話が出たんですけども、チェックリストでクリアしていくということでしたが、その入力した担当者の責任であるという話に位置づいてしまうので、ぜひまたチェックリストのみならず、関係する部署で再度確認するみたいな新しい方策というやつを考えていく必要が、もしかしたらあるのかなという思いがしました。

以上です。

○委員長（坪井仲治君） 多分いろいろそれ以外のところもあると思いますので、作業漏れがあったりというのもありますから。

○4番（白松光好君） そう。なかなかこれ言いにくいですね。

○委員長（坪井仲治君） 複数の相手をしているやつですから、よっぽどこちらがしっかりしないとということですかね。

そのほかよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（坪井仲治君） ということで、自由討議を終了しまして、議案第93号の採決をいたします。

議案第93号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（令和7年度市単独道路維持整備事業舗装改築工事の設計違算に伴う契約解除）について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（坪井仲治君） ありがとうございます。挙手全員ということで、よって議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第93号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（令和7年度市単独道路維持整備事業舗装改築工事の設計違算に伴う契約解除）の審査を終了いたします。

ただいま出されましたご意見を基に委員会報告を作成し、19日の本会議にて報告をさせていただきます。

以上で、本日予定していた審査は全て終了いたしました。

渡辺副委員長、ご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（渡辺 修君） 皆さん、ご苦労さまでした。

今回の補正予算は、先ほども言ったとおりに基金を一番使ったわけで、たくさん取り崩した補正予算になります。ほかの市町村のようにどんどん取り崩すことになったなということにならないようにと思ったんですけど、特殊事業とすると戻ってくるということがありますので、健全な財政になるかなと思います。ご苦労さまでした。ありがとうございます。

○事務局（水野） 互礼をもって終了しますので、ご起立をお願いします。相互に礼。

閉会 午後 1時51分